

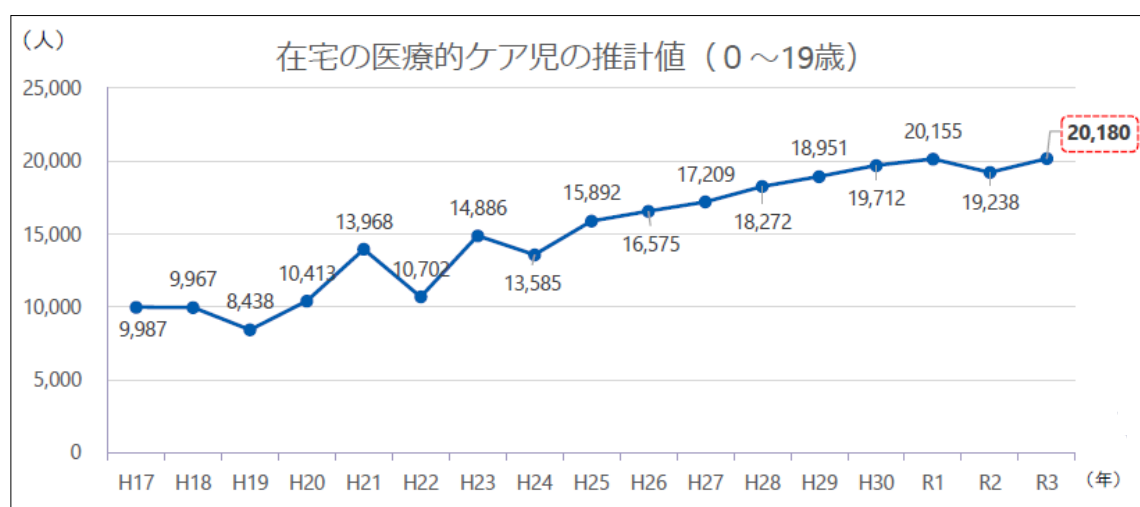
## 医療的ケア児の状況について

### 1 医療的ケア児とは

#### (1) 医療的ケア児の人数

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。

医療的ケア児の人数は、平成 17 年には全国で 9,987 人であったが、令和 3 年には 20,180 人と約 2 倍にまで増加している。文京区で把握している区内在住の医療的ケア児数は 28 名（令和 4 年 12 月末時点）である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」

#### (2) 医療的ケア児の定義

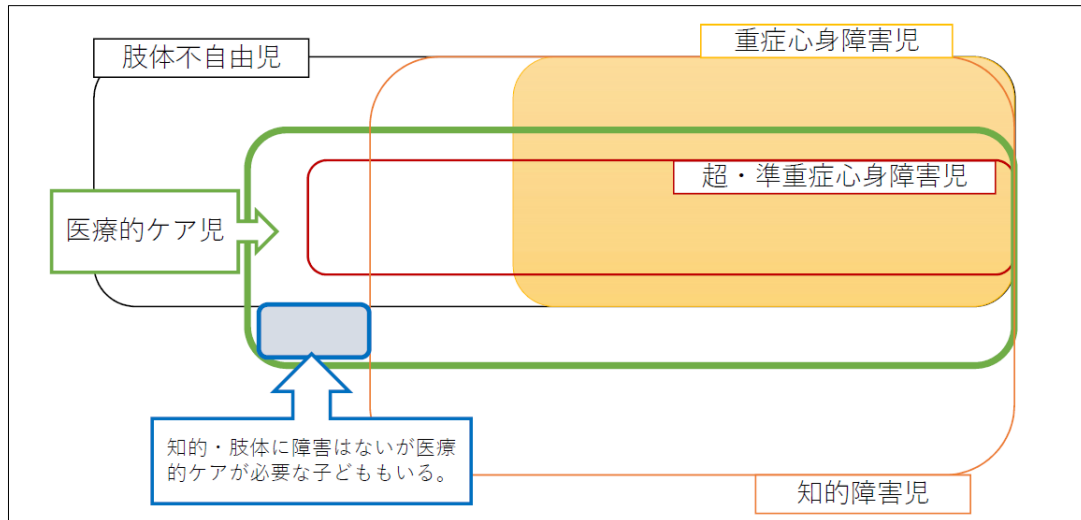
令和 3 年 9 月 18 日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」が以下のとおり定義された。

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18 歳未満の者及び 18 歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

### (3) 医療的ケア児の概念整理

医療的ケア児の中には歩ける児童から重症心身障害のある児童までいる。なお、国の資料等では、医療的ケアがある重症心身障害児を超（準）重症心身障害児と表記している。



## 2 医療的ケア児及び家族が抱える困難事例

個別具体的な事例のため、協議会内のみでの共有とする。